

○裾野市景観条例施行規則

平成25年3月1日

規則第14号

(趣旨)

第1条 この規則は、景観法(平成16年法律第110号。以下「法」という。)、景観法施行令(平成16年政令第398号)、景観法施行規則(平成16年国土交通省令第100号。以下「省令」という。)及び裾野市景観条例(平成25年裾野市条例第15号。以下「条例」という。)の施行に関し必要な事項を定めるものとする。

(建築物以外の工作物)

第2条 条例第2条第2号に規定する建築物以外の工作物で規則で定めるものは、次に掲げるとおりとする。

- (1) 垣、柵、擁壁その他これらに類する物件
- (2) 高架水槽、冷却塔、実験塔その他これらに類する物件
- (3) 煙突、排気塔その他これらに類する物件
- (4) 記念塔その他これに類する物件
- (5) 石油タンク、ガスタンクその他これらに類する物件
- (6) 電波塔、送電用鉄塔、風力発電装置その他これらに類する物件
- (7) 高架道路、高架鉄道、橋梁^{りょう}、横断歩道橋その他これらに類する物件
- (8) 太陽光発電設備その他これに類する物件
- (9) 前各号に定めるもののほか、良好な景観の形成を妨げるおそれがある工作物として市長が指定するもの

(行為の届出)

第3条 法第16条第1項の規定による届出は、景観計画区域内における行為の届出書(様式第1号)を提出して行うものとする。

- 2 前項の届出は、行為に着手しようとする日の30日前までに行うものとする。
- 3 省令第1条第2項第1号ニに規定する彩色が施された2面以上の立面図は、マンセル値(日本工業規格Z8721に定める色相、明度及び彩度の三属性の値をいう。)を表示したものとする。
- 4 省令第1条第2項第3号の参考となるべき事項を記載した図書は、次に掲げるものとする。
 - (1) 景観チェックリスト(様式第2号)
 - (2) 前号に掲げるもののほか、参考となるべき事項を記載した図書

(行為の変更の届出)

第4条 法第16条第2項の規定による届出は、景観計画区域内における行為の変更届出書(様式第3号)により行うものとする。

- 2 前項の届出書には、省令第1条第2項各号に掲げる図書(第3条第4項の図書を含む。)のうち、当該変更に係る図書を添付するものとする。

(適合通知)

第5条 市長は、法第16条第1項又は第2項の規定による届出があった場合において、その届出に係る行為が景観計画に定められた当該行為についての制限に適合すると認めるときは、景観計画区域内における行為制限の適合通知書(様式第4号)により通知するものとする。

(勧告)

第6条 法第16条第3項の規定による勧告は、勧告書(様式第5号)により行うものとする。

(勧告に従わない旨の公表)

第7条 条例第15条第1項の規定による公表は、勧告を受けた者の氏名又は名称及び住所又は所在地並びに法人にあっては代表者の氏名並びに勧告の概要その他必要な事項を公告することにより行うほか、広く市民に周知させる方法により行うものとする。

- 2 市長は、条例第15条第1項の規定による公表を行ったときは、当該公表に係る者に対し、景観法第16条第3項の規定による勧告に係る経過及び事実の公表通知書(様式第6号)によりその旨を通知するものとする。

- 3 条例第15条第2項の規定による弁明のための手続は、裾野市聴聞及び弁明の機会の付与に関する規則(平成10年裾野市規則第17号)第16条から第22条までの規定の例による。

(国の機関又は地方公共団体が行う行為に係る通知)

第8条 法第16条第5項後段の規定による通知は、景観計画区域内における行為の通知書(様式第7号)により行うものとする。

- 2 第3条第2項から第4項までの規定は、前項の通知について準用する。

(事前相談の申込み)

第9条 条例第10条第1項の規定による相談は、景観計画区域における行為の事前相談書(様式第8号)により行うものとする。

- 2 前項の相談書には、省令第1条第2項各号に掲げる図書(第3条第4項の図書を含む。)を添付するものとする。

(変更命令)

第10条 法第17条第1項前段の規定による命令は、変更命令書(様式第9号)により行うものとする。

(期間の延長等の通知)

第11条 法第17条第4項後段の規定による通知は、期間延長通知書(様式第10号)により行うものとする。

(原状回復等の命令)

第12条 法第17条第5項の規定による命令は、原状回復等命令書(様式第11号)により行うものとする。

(身分証明書)

第13条 法第17条第8項及び法第23条第3項(法第32条第1項において準用する場合を含む。)に規定する身分を示す証明書は、身分証明書(様式第12号)によるものとする。

(景観重要建造物等の指定の告示)

第14条 条例第16条第2項の規則で定める事項は、次に掲げる事項とする。

- (1) 指定番号及び指定年月日
- (2) 条例第16条第1項に規定する景観重要建造物等(以下「景観重要建造物等」という。)の名称又は樹種
- (3) 景観重要建造物等の所在地
- (4) 指定の理由となった外観又は樹容の特徴
- (5) 景観重要建造物にあっては、法第19条第1項に規定する土地その他の物件の範囲

(標識)

第15条 法第21条第2項又は法第30条第2項の規定により設置する標識には、次に掲げる事項を記載するものとする。

- (1) 景観重要建造物等である旨の表示
- (2) 景観重要建造物等の所在地及び名称(景観重要樹木にあっては樹種)
- (3) 指定番号及び指定年月日

(現状変更の許可の申請)

第16条 法第22条第1項及び法第31条第1項の許可の申請は、景観重要建造物等の現状を変更しようとする日の60日前までに、景観重要建造物等現状変更許可申請書(様式第13号)に必要な書類を添えて行うものとする。

(所有者の変更の届出)

第17条 法第43条の規定による届出は、景観重要建造物等所有者変更届出書(様式第14号)

に当該変更の事実が確認できる書類を添えて行うものとする。

(臨時委員)

第18条 条例第22条第1項に規定する裾野市景観アドバイザー会議(以下「アドバイザー会議」という。)に特別の事項を助言させ、又は提言させるため、臨時委員若干人を置くことができる。

2 臨時委員は、市長が委嘱し、又は任命する。

3 臨時委員は、当該特別の事項に関する助言又は提言が終了したときは、解任されるものとする。

(会長及び副会長)

第19条 アドバイザー会議に会長及び副会長を置く。

2 会長及び副会長は、委員の互選により定める。

3 会長は、会務を総理し、アドバイザー会議を代表する。

4 副会長は、会長を補佐し、会長に事故があるとき、又は欠けたときは、その職務を代理する。

(会議)

第20条 アドバイザー会議は、会長が招集し、会議の議長となる。

2 アドバイザー会議は、委員の過半数が出席しなければ、会議を開催することができない。

3 アドバイザー会議の議事は、出席した委員の過半数をもって決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。

(専門部会の設置)

第21条 アドバイザー会議は、議事事項について専門的に調査検討するため、専門部会を置くことができる。

2 専門部会の部会員は、委員及び臨時委員のうちから会長が指名する。

(関係者等の出席)

第22条 アドバイザー会議は、必要があると認めるときは、関係者その他参考人の出席を求め、意見を聴くことができる。

(庶務)

第23条 アドバイザー会議の庶務は、建設部都市計画課で処理する。

(補則)

第24条 この規則に定めるもののほか、必要な事項は、別に定める。

附 則

この規則は、平成25年4月1日から施行する。

様式第1号（第3条関係）

(表)
景観計画区域内における行為の届出書

年 月 日

裾野市長 様

住 所 (法人にあつては、その主たる事務所の所在地)
氏 名 (法人にあつては、その名称及び代表者の氏名)
電話番号

景観法第16条第1項の規定により、次のとおり届け出ます。

代理者	所在地名 氏 事務所名 電 話 番 号		
設計者	所在地名 氏 事務所名 電 話 番 号		
工事施工者	所在地名 氏 営 業 所 名 電 話 番 号		
場 所	行為の場所	裾野市	
	都市計画区分	☐ 市街化区域 ☐ 市街化区域外	
行為の種類	建 築 物	用 途	
		☐ 新築 ☐ 増築 ☐ 改築 ☐ 移転 ☐ 外壁の1／5以上の変更 (☐ 修繕 ☐ 模様替え ☐ 色彩の変更) ☐ 太陽光パネルの設置	
	工 作 物	種 類	
		☐ 新設 ☐ 増築 ☐ 改築 ☐ 移転 ☐ 外観の1／5以上の変更 (☐ 修繕 ☐ 模様替え ☐ 色彩の変更) ☐ 土地に自立した太陽光パネルの設置	
行 為 の 期 間	着手予定日	年 月 日	完了予定日 年 月 日

(裏)

建築物の設計又は施行方法

	今回届出部分		既存部分		合計	
敷 地 面 積	㎡		㎡		㎡	
建 築 面 積	㎡		㎡		㎡	
延 べ 面 積	㎡		㎡		㎡	
最 高 の 高 さ	m		m		建 ぺ い 率	%
軒 高	m		m		容 積 率	%
階 数	地上	階	地下	階		
構 造	造（一部造）					
	仕上げ（材料・方法）				色彩（マンセル値）	
屋 根						
外 壁						
色彩基準による制限を超える外壁の部分 （該当する部分がある場合は、記入すること。）	方 向	色彩制限を超える外壁部分の見付面積（注1）		外壁部分の全見付面積（A）		（A）×1／10
	東 立 面	㎡		㎡		㎡
	西 立 面	㎡		㎡		㎡
	南 立 面	㎡		㎡		㎡
	北 立 面	㎡		㎡		㎡

工作物の設計又は施行方法

高さ	m（加えて橋梁等の場合、橋長 m）				
構造	造（一部造）				
	仕上げ（材料・方法）			色彩（マンセル値）	
基本部分					
色彩基準による制限を超える外観の部分。 （該当する部分がある場合は、記入すること。）（注2）	方向	色彩制限を超える部分の見付面積（注1）	方向の全見付面積（A）	根拠（法律名等）	
		㎡	㎡		
		㎡	㎡		
		㎡	㎡		
		㎡	㎡		

（注1）素材本来の色彩部分を除く。

（注2）工作物のアクセントカラーは、景観計画で認められていません。

様式第2号（第3条関係）

（表）

景観チェックリスト

＊ □の事項については、該当する□にチェックしてください。

行為の場所	裾野市	
行為の種類	建築物	☐ 新築 ☐ 増築 ☐ 改築 ☐ 移転 ☐ 外壁の変更(修繕、模様替え) ☐ 色彩の変更 ☐ 太陽光パネルの設置
	工作物	☐ 新設 ☐ 増築 ☐ 改築 ☐ 移転 ☐ 外観の変更(修繕、模様替え) ☐ 色彩の変更 ☐ 土地に自立した太陽光パネルの設置

良好な景観形成のための指針に対する措置

☐	建築物	配置・高さ	
		形態・壁面	
		色彩・材料	
		附帯設備・垣、柵等	
		植栽	
		太陽光パネル	

裏面に続く

(裏)

表面より続く

☐	工作物	配置・高さ	
		色彩	
		材料	
		植栽	

屋外広告物の表示及び設置の計画に関する概要

☐	位置・数	
	意匠・形状	
	色彩	
	材料	
	その他	

様式第3号（第4条関係）

景観計画区域内における行為の変更届出書

年 月 日

裾野市長 様

届出者 住所

氏名

電話番号



景観法第16条第1項の規定による届出に係る事項を変更するので、同条第2項の規定により、次のとおり届け出ます。

当初の届出日	年 月 日	
行為の場所	裾野市	
変更部分に関する行為の期間	着手予定日 年 月 日	完了予定日 年 月 日
変更の内容	(変更前)	
	(変更後)	

様式第4号（第5条関係）

景観計画区域内における行為制限の適合通知書

第 号
年 月 日

様

裾野市長 

年 月 日付けで届出のあった行為については、景観計画に定められた当該行為の制限に適合すると認め、景観法第18条第2項の規定により、行為の着手の制限期間を短縮することとしたので通知します。なお、行為の着手に当たっては、留意事項に配慮してください。

行 為 の 場 所	裾野市
行 為 の 種 類	
短 縮 後 の 行 為 の 着 手 の 制 限 期 間	年 月 日 から 年 月 日まで
留意事項	

様式第5号（第6条関係）

第 号
年 月 日

様

裾野市長 印

勸告書

年 月 日付けで届出のあった行為が景観計画に定められた当該行為についての制限に適合しないと認められるので、景観法第16条第3項の規定により、下記のとおり必要な措置をとることを勧告します。

なお、正当な理由なくこの勧告に従わないときは、裾野市景観条例第15条第1項の規定により、その旨を公表することがあります。

記

- 1 届出のあった行為
- 2 適合しないと認められる理由
- 3 とるべき措置
- 4 履行期限 年 月 日
- 5 報告期限 年 月 日
- 6 報告先

様式第 6 号（第 7 条関係）

第 号
年 月 日

様

裾野市長 印

景観法第 16 条第 3 項の規定による勧告に係る経過及び事実の公表通知書

あなたは、景観法第 16 条第 3 項の規定による勧告を受けましたが、正当な理由なくその勧告に従わないため、裾野市景観条例第 15 条第 1 項の規定により、下記のとおりその旨を公表したので通知します。

記

- 1 公表の方法
- 2 公表する理由

様式第7号（第8条関係）

(表)
景観計画区域内における行為の通知書

年 月 日

裾野市長 様

住 所 (法人にあつては、その主たる事務所の所在地)
氏 名 (法人にあつては、その名称及び代表者の氏名)
電話番号

景観法第16条第5項の規定により、次のとおり通知します。

代理者	所在地名 氏 事務所名 電 話 番 号		
設計者	所在地名 氏 事務所名 電 話 番 号		
工事施工者	所在地名 氏 営 業 所 名 電 話 番 号		
場 所	行為の場所	裾野市	
	都市計画区分	☐ 市街化区域 ☐ 市街化区域外	
行為の種類	建 築 物	用 途	
		☐ 新築 ☐ 増築 ☐ 改築 ☐ 移転 ☐ 外壁の1／5以上の変更 (☐ 修繕 ☐ 模様替え ☐ 色彩の変更) ☐ 太陽光パネルの設置	
	工 作 物	種 類	
		☐ 新設 ☐ 増築 ☐ 改築 ☐ 移転 ☐ 外観の1／5以上の変更 (☐ 修繕 ☐ 模様替え ☐ 色彩の変更) ☐ 土地に自立した太陽光パネルの設置	
行 為 の 期 間	着手予定日	年 月 日	完了予定日 年 月 日

(裏)

建築物の設計又は施行方法

	今回通知部分		既存部分		合計	
敷 地 面 積	㎡		㎡		㎡	
建 築 面 積	㎡		㎡		㎡	
延 べ 面 積	㎡		㎡		㎡	
最 高 の 高 さ	m		m		建 ぺ い 率	%
軒 高	m		m		容 積 率	%
階 数	地上	階	地下	階		
構 造	造（一部					

工作物の設計又は施行方法

高さ	m（加えて橋梁等の場合、橋長 m）				
構造	造（一部造）				
	仕上げ（材料・方法）			色彩（マンセル値）	
基本部分					
色彩基準による制限を超える外観の部分 （該当する部分がある場合は、記入すること。）（注2）	方向	色彩制限を超える部分の見付面積（注1）	方向の全見付面積（A）	根拠（法律名又は素材名）	
		㎡	㎡		
		㎡	㎡		
		㎡	㎡		
		㎡	㎡		

（注1）素材本来の色彩部分は除く。

（注2）工作物のアクセントカラーは、景観計画で認められていません。

様式第8号（第9条関係）

（表）

景観計画区域内における行為の事前相談書

年 月 日

（あて先）裾野市長

住 所
氏 名
電話番号

（法人にあつては、その主たる事務所の所在地）
（法人にあつては、その名称及び代表者の氏名）

裾野市景観条例第10条第1項の規定により、次のとおり相談します。

代理者	所在地名 氏 務 所 名 電 話 番 号		
設計者	所在地名 氏 務 所 名 電 話 番 号		
工事施工者	所在地名 氏 営 業 所 名 電 話 番 号		
場 所	行為の場所	裾野市	
	都市計画区分	☐ 市街化区域 ☐ 市街化区域外	
行為の種類	建 築 物	用 途	
		☐ 新築 ☐ 増築 ☐ 改築 ☐ 移転 ☐ 外壁の1／5以上の変更（ ☐ 修繕 ☐ 模様替え ☐ 色彩の変更） ☐ 太陽光パネルの設置	
	工 作 物	種 類	
		☐ 新設 ☐ 増築 ☐ 改築 ☐ 移転 ☐ 外観の1／5以上の変更（ ☐ 修繕 ☐ 模様替え ☐ 色彩の変更） ☐ 土地に自立した太陽光パネルの設置	
行 為 の 期 間	着手希望日	年 月 日	完了予定日 年 月 日

裏面に続く

(裏)

行為の設計及び施行の概略 現時点での計画概要の記載をお願いします。

建築物の設計又は施行方法

	今回相談部分		既存部分		合計		
敷 地 面 積	㎡		㎡		㎡		
建 築 面 積	㎡		㎡		㎡		
延 べ 面 積	㎡		㎡		㎡		
最 高 の 高 さ	m		m		建 ぺ い 率	%	
軒 高	m		m		容 積 率	%	
階 数	地上	階	地下	階			
構 造	造（一部						造）
	仕上げ（材料・方法）				色彩（マンセル値）		
屋 根							
外 壁							
色彩基準による制限を超える外壁の部分 （該当する部分がある場合は、記入すること。）	方 向	色彩制限を超える外壁部分の見付面積（注1）		外壁部分の全見付面積（A）		（A）×1／10	
	東 立 面	㎡		㎡		㎡	
	西 立 面	㎡		㎡		㎡	
	南 立 面	㎡		㎡		㎡	
	北 立 面	㎡		㎡		㎡	

工作物の設計又は施行方法

高さ	m (加えて橋梁等の場合、橋長 m)			
構造	造 (一部 造)			
	仕上げ (材料・方法)		色彩 (マンセル値)	
基本部分				
色彩基準による制限を超える外観の部分 (該当する部分がある場合は、記入すること。)(注2)	方向	色彩制限を超える部分の見付面積 (注1)	方向の全見付面積 (A)	根拠 (法律名等)
		m ²	m ²	
		m ²	m ²	
		m ²	m ²	
		m ²	m ²	

(注1) 素材本来の色彩部分は除く。

(注2) 工作物のアクセントカラーは、景観計画で認められていません。

様式第9号（第10条関係）

第 号
年 月 日

様

裾野市長 印

変 更 命 令 書

あなたが^{しようとする}_{した}行為が景観計画に定められた建築物又は工作物の形態及び意匠の制限に適合しないと認められるので、景観法第17条第1項前段の規定により、下記のとおり必要な措置をとることを命じます。

なお、この命令に違反した場合は、同法第102条第1号の規定により、50万円以下の罰金に処されることがあります。

記

- 1 命令の対象となる行為
- 2 適合しないと認められる理由
- 3 とるべき措置
- 4 履行期限 年 月 日
- 5 報告期限 年 月 日
- 6 報告先

この処分について不服がある場合は、次のとおり異議申立て又は処分の取消しの訴えの提起をすることができます。

1 異議申立て

この処分があったことを知った日の翌日から起算して60日以内に、裾野市長に對してすることができます（処分があったことを知った日の翌日から起算して60日以内であっても、処分の日の翌日から起算して1年を経過するとできなくなります。）。

2 処分の取消しの訴え

この処分があったことを知った日の翌日から起算して6箇月以内に、裾野市長を被告として提起することができます。（処分があったことを知った日の翌日から起算して6箇月以内であっても、処分の日の翌日から起算して1年を経過するとできなくなります。）

なお、上記1の異議申立てをした場合には、その異議申立てに対する決定があったことを知った日の翌日から起算して6箇月以内に処分の取消しの訴えを提起することができます。

様式第 10 号（第 11 条関係）

第 号
年 月 日

様

裾野市長 印

期間延長通知書

年 月 日付けで届出のあった行為については、景観法第 17 条第 2 項の規定により当該届出があった日から 30 日以内に限り、同条第 1 項前段の規定により必要な措置をとることを命ずることができることになっていますが、同条第 4 項の規定により当該命令をすることができる期間を延長するので、下記のとおり通知します。

記

1 届出のあった行為

2 延長する期間

年 月 日から 年 月 日まで（ 日間）

3 延長の理由

様式第 1 1 号（第 12 条関係）

第 号
年 月 日

様

裾野市長 印

原状回復等命令書

あなたがしようとする行為について、年 月 日付け 第 号により必要な措置をとることを命じましたが、当該命令に違反したと認められるので、景観法第 1 7 条第 5 項の規定により、下記のとおり原状回復又はこれに代わるべき措置をとることを命じます。

なお、この命令に違反した場合は、同法第 1 0 1 条の規定により 1 年以下の懲役又は 5 0 万円以下の罰金に処されることがあります。

記

- 1 命令の対象となる行為
- 2 命令の理由
- 3 とるべき措置
- 4 履行期限 年 月 日
- 5 報告期限 年 月 日
- 6 報告先

この処分について不服がある場合は、次のとおり異議申立て又は処分の取消しの訴えの提起をすることができます。

- 1 異議申立て
この処分があったことを知った日の翌日から起算して 6 0 日以内に、裾野市長に対しすることができます（処分があったことを知った日の翌日から起算して 60 日以内であっても、処分の日の翌日から起算して 1 年を経過するとできなくなります。）。
 - 2 処分の取消しの訴え
この処分があったことを知った日の翌日から起算して 6 箇月以内に、沼津市長を被告として提起することができます（処分があったことを知った日の翌日から起算して 6 箇月以内であっても、処分の日の翌日から起算して 1 年を経過するとできなくなります。）。
- なお、上記 1 の異議申立てをした場合には、その異議申立てに対する決定があったことを知った日の翌日から起算して 6 ヶ月以内に処分の取消しの訴えを提起することができます。

第		号	
身 分 証 明 書			
所 属			
職 名			
氏 名			
上記の者は、景観法第17条第6項若しくは第23条第2項（第32条第1項において準用する場合を含む。）の規定により原状回復等を行い、又は同法第17条第7項の規定により立入検査若しくは立入調査をする権限を有する者であることを証明する。			
年	月	日	交付
梶野市長			

（縦58ミリメートル、横85ミリメートル）

様式第 13 号（第 16 条関係）

景観重要建造物等現状変更許可申請書

年 月 日

裾野市長 様

申請者 住 所 〔法人にあつては、その主たる事務所の所在地〕
氏 名 〔法人にあつては、その名称及び代表者の氏名〕 印
電話番号

〔景観重要建造物〕
〔景観重要樹木〕 の現状変更の許可を受けたいので、景観法 〔第 22 条第 1 項
第 31 条第 1 項〕 の許可を
申請します。

指 定 番 号 及 び 指 定 年 月 日	第 号 年 月 日	
名 称 又 は 樹 種		
所 在 地	裾野市	
現状変更の内容 及び理由		
設計者	所在地名 氏 名 事務所名 電話番号	
施工者	所在地名 氏 名 営業所名 電話番号	
連絡先	所在地名 氏 名 事務所名 電話番号	
行 為 の 期 間	着手予定日 年 月 日	完了予定日 年 月 日

様式第 1 4 号（第 17 条関係）

景観重要建造物等所有者変更届出書

年 月 日

裾野市長 様

住 所

届出者

氏 名

㊞

電話番号

景観重要建造物
景観重要樹木 の所有者を変更したので、景観法第 4 3 条の規定により、次のとおり届け出ます。

指定番号及び 指 定 年 月 日	第 号 年 月 日	
所 在 地	裾野市	
新 所 有 者	住 所 又 は 所在地	
	氏 名 又 は 名称	
旧 所 有 者	住 所 又 は 所在地	
	氏 名 又 は 名称	
変 更 年 月 日	年 月 日	

様式第1号(第3条関係)

様式第2号(第3条関係)

様式第3号(第4条関係)

様式第4号(第5条関係)

様式第5号(第6条関係)

様式第6号(第7条関係)

様式第7号(第8条関係)

様式第8号(第9条関係)

様式第9号(第10条関係)

様式第10号(第11条関係)

様式第11号(第12条関係)

様式第12号(第13条関係)

様式第13号(第16条関係)

様式第14号(第17条関係)